

別表一の三次葉  
令四・四・一以後終了事業年度等分

		法人税額の計算				法人税額の計算	
恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	その他の国内源泉所得に係る法人税額の計算	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
	その他の所得金額(1)-(46)	47	000		その他の所得金額(13)-(55)	56	000
	(46)の15%又は19%相当額	48			(55)の15%又は19%相当額	57	
	(47)の23.2%相当額	49			(56)の23.2%相当額	58	

**【No.10】** 当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。  
また、適用除外事業者該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。

法人税額の計算等		計		法人税額の計算	
	(50) + (51)	52		法人税額から控除した金額(19)	60
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59) - (60)	61
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52) - (53)	54			

**【No.2】** 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

この申告が修正申告である場合		この申告が修正申告である場合				
恒久的施設帰属所得の金額に算入される	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		この申告前の所得金額又は欠損金額	65	
	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66	
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67	
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	外
	この申告前の還付金額	69	外			00

**【No.8】** 地方法人税額の計算につき、71欄及び72欄により計算していますか。

地方法人税額の計算		この申告が修正申告である場合の計算				
課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72		
	この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
	この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外書))	77	00
	この申告前の中間還付額	75				